

令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて

※改正教育職員免許法施行時



- 施行日（令和4年7月1日）時点で有効な教員免許状（休眠状態のものを含む）は、手続きなく、有効期限のない免許状となる。
- 施行日前に有効期限を超過した教員免許状の扱いは次のとおり。

新・旧免許の別 (注1)	有効期限の日満了時点で 現職教師 (注2)	有効期限の日満了時点で 非現職教師 (ペーパーティーチャー等)
新免許状	失効	失効
旧免許状	失効	休眠

※失効した免許状については、都道府県教育委員会に再授与申請手続（注3）を行うことで、有効期限のない免許状の授与が受け可能。（注4）→https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/010/1314009_00001.htm

（注1）新免許状、旧免許状の別は以下のとおり。

新免許状：更新制導入後（平成21年4月1日以降）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状

旧免許状：更新制導入前（平成21年3月31日以前）に初めて免許状の授与を受けた者が保有する免許状

※旧免許状保有者が更新制導入後に新たに他の免許状の授与を受けた場合、新たに授与されたものも含め、「旧免許状」として取り扱われる。このため、同一の者が新・旧免許状を両方保有することはない。

（例：平成21年3月31日以前に中学校教諭免許状を取得し、平成21年4月1日以降に小学校教諭免許状を取得した場合など）

（注2）「現職」「非現職」の判定時点は、有効期限の日満了時点。「現職教師」には、産休・育休その他の休業・休職中の者等も含む。

有効期限の日は、新免許状は免許状に記載され、旧免許状は生年月日に基づく割振による（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm）。ただし、更新、延期・延長、免除、回復確認手続を行った場合はそれぞれの証明書に新たな期限が記載されている。

（注3）再授与申請手続に必要な書類等については、各都道府県教育委員会が定めている。

（注4）極めて例外的なケース（平成12年の教育職員免許法改正に伴う経過措置により授与された免許状）については、免許状が再授与されない場合がある。

令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて（補足説明）

「令和4年7月1日以降の教員免許状の扱いについて※改正教育職員免許法施行時」の補足説明です。

（注1の補足）新免許状には有効期間があり、旧免許状には有効期間はありませんが生年月日等に従って割り振られた修了確認期限が設定されています。本表ではこれらを合わせて「有効期限」と表記しています。「有効期限」の自己確認方法については文部科学省HPの以下のページを参考にしてください。

[トップ > 教育 > 教員の免許、採用、人事、研修等 > 教員免許更新制 > <ケース別> 更新手続きの流れ > 新免許状所持者（平成21年4月以降に初めて免許状を授与された方）](#)

[トップ > 教育 > 教員の免許、採用、人事、研修等 > 教員免許更新制 > 修了確認期限をチェック](#)

（注2の補足）「現職」「非現職」の判定時点は、有効期限の日満了時点です。

「現職教師」には、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、病気休職等、休暇、休業、休職中の者も含みます。

有効期限の日に退職した教員について、定年退職、任期満了退職者は「現職教師」、自己都合退職、勧奨退職者は「非現職教師」の扱いとなります。

本表でいう「現職教師」とは「更新講習の受講義務者」を指します。具体的には以下のとおりです。

- 1) 校長、副校長、教頭、及び教員（ただし、指導改善研修受講中の者を除く。）
- 2) 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
- 3) 2) に準ずる者として免許管理者が定める者

（注3の補足）再授与申請手続に必要な書類等については、各都道府県教育委員会が定めています。

- （必要書類の例）
- ・申請書
 - ・学力に関する証明書（学位と単位の取得・修得状況確認）
 - ・介護等体験証明書（小中学校教員に必要な体験実施状況）
 - ・戸籍抄本・謄本（原簿に登録するための氏名・本籍地の確認用）
 - ・宣誓書（免許授与の欠格要件に該当しないことの確認）

（注4の補足）平成12年改正教育職員免許法（平成12年法律第29号）附則第2項各号及び第3項の経過措置により授与された免許状は、失効した場合再授与されません。